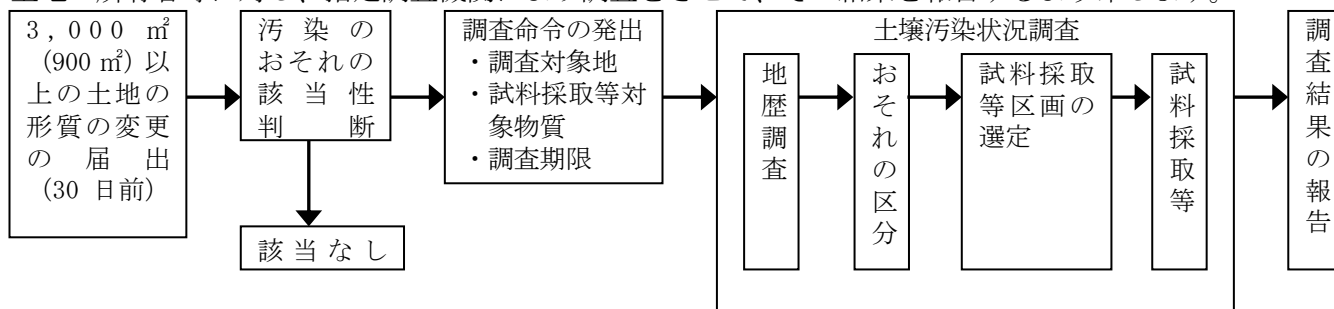


## 一定の規模以上の土地の形質の変更届出について

土地の掘削その他の土地の形質の変更であって、形質の変更（土地の形状を変更する行為全般をいいます。）の土地の面積（掘削や盛土）が3,000㎡以上のものをしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出なければなりません。なお、この面積は、有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地や、廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地（3条ただし書の確認を受けた土地を除く）については900㎡以上となります。

この届出を受けた場合、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関により調査をさせて、その結果を報告するよう命じます。



### (1) 届 出

届出の義務を負う者は、土地の形質の変更をしようとする者であり、施行に関する計画の内容を決定する者です。（例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では開発業者等が該当し、また、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的に発注者が該当します。）

また、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、個別の土地の形質の変更部分の面積を合計して3,000㎡以上となる場合は、まとめて一の土地の形質の変更として、届け出てください。

区 分	提出期限	添 付 書 類
一定の規模以上の土地の形質の変更の届出書（様式第6） （法4条1項）	土地の形質の変更に着手する日の30日前まで （契約事務や設計等の準備行為を含まない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の形質の変更の対象となる土地の所在地（1：3000～1.5万程度の縮尺）</li> <li>土地の形質の変更が行われる範囲を明示した平面図、立面図及び断面図</li> <li>届出者と土地所有者等が異なる場合、土地所有者等であることを証する書類（登記事項証明書）。ただし、登記事項証明書に限らず、土地の売買契約書、工事における請負契約書又は同意書、公共施設の占有許可証等でもよいです。</li> <li>土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること）</li> <li>土地利用履歴書 届出された土地の土壤汚染の有無を迅速に判断するため、あらかじめ土地の所有者等に土地利用履歴の報告を求めるもの</li> <li>工程表</li> <li>土壤汚染状況調査報告書 既に土壤汚染状況調査を実施している場合は添付すること。</li> </ul>

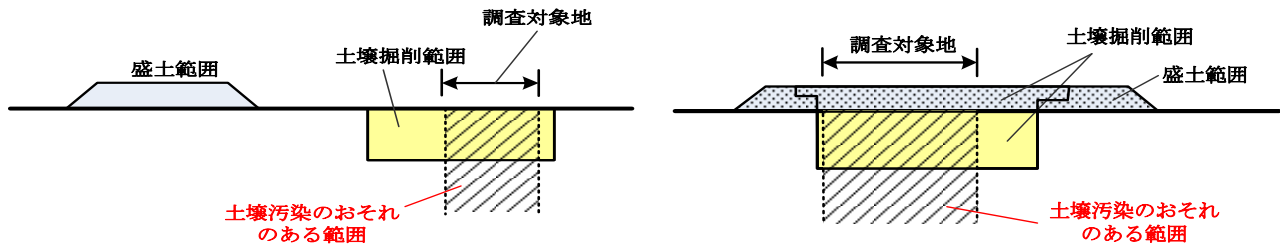
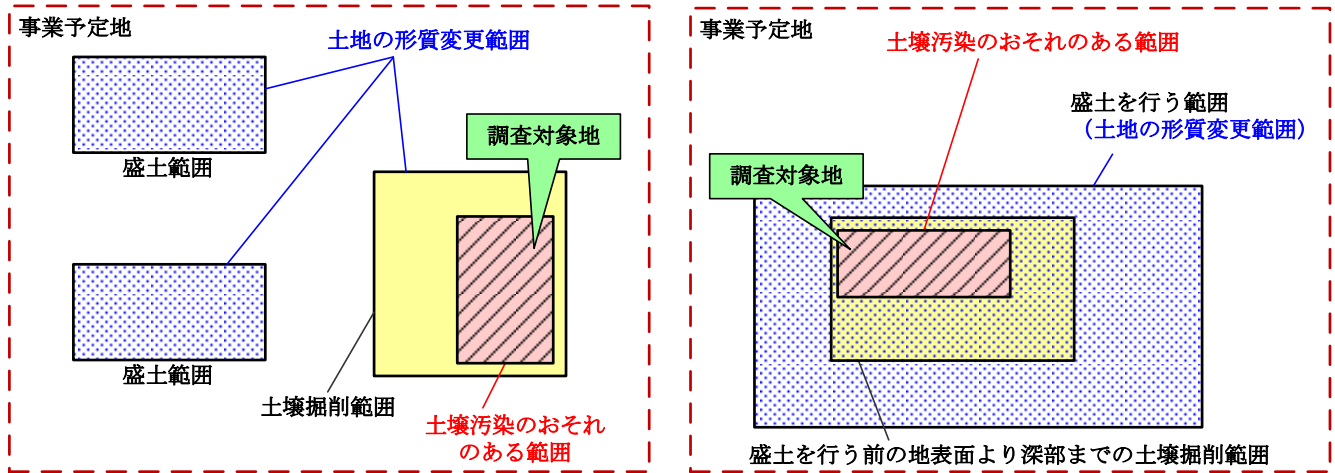
### 【届出が不要な行為】（法第4条、規則第25条）

次の①から⑤のいずれかに該当する行為は、3,000㎡以上であっても届出不要です。

- ① イからハのいずれにも該当しない行為
  - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
  - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
  - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

### 【届出が不要な土地の形質の変更の例】

- ・土地の改変面積は3,000㎡以上であるが、全てが「盛土」である場合
- ・掘削と盛土の面積の合計が3,000㎡以上であるが、最大の深さが50cm未満であって、掘削土は区域内で使用する場合



## (2) 調査命令

(1)の土地の形質の変更の届出を受けた場合、「特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準」に該当すると認めるときは、土地所有者等に対し、指定調査機関に調査を行わせて、その結果を報告するよう命じます。ただし、届出に併せて土壤汚染状況調査結果を提出した場合は、この限りではありません。

なお、調査の命令の対象となる土地は、土地の形質の変更が行われる土地のうち「掘削部分」であって、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準に該当する土地になります。「盛土部分」は、土地が汚染されていたとしても、調査命令の対象とはなりません。

### 【特定有害物質によって汚染されているおそれがある基準】（規則第26条）

- ①特定有害物質による汚染が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地  
(例) 自主調査等で基準不適合が明らかな土地
- ②特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③特定有害物質を製造・使用・処理していた土地  
(例) 過去に有害物質を使用する水質汚濁防止法特定施設が設置されていた土地
- ④特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地（環境大臣が定める地下浸透防止措置が講じられている場合を除く）  
(例) ガソリンスタンド等
- ⑤②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合  
(例) 鉱山の敷地であった土地（鉱業権の消滅後5年経過し、かつ、鉱山保安法の鉱害防止設備がないもの）

## (3) (2)の調査命令を受けたときの調査の実施及び留意事項

土地の所有者等は、指定調査機関に調査させて、その結果を市長に報告しなければなりません。なお、調査報告期限は、調査の障害となる構造物のない更地の場合、命令から120日程度が目安となります。

また、土壤汚染状況調査の結果報告が終了するまでの間、当該土地においては調査以外の土地の形質の変更を行うことのないよう注意してください。